

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成26年2月17日提出
【発行者名】	B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 岸本 志津
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号 丸の内トラストタワー本館
【事務連絡者氏名】	明石 晃仁
【電話番号】	03(6756)4725
【届出の対象とした募集（売 出）内国投資信託受益証券に 係るファンドの名称】	メロン世界新興国ソブリン・ファンド（年1回決算型）
【届出の対象とした募集（売 出）内国投資信託受益証券の 金額】	5,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成25年8月16日付をもって提出し、平成25年8月17日にその届出の効力が生じた有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の記載事項について、関係情報を新たな情報により訂正を行うため、本訂正届出書を提出いたします。

【訂正の内容】

第一部【証券情報】

原届出書の下記事項のうち以下に記載した箇所を、＜訂正前＞の内容から＜訂正後＞の内容に訂正します。
下線部_____が訂正部分を示します。

（5）申込手数料

<訂正前>

3.675%（税抜 3.5%）を上限として販売会社（下記「（8）申込取扱場所」をご参照ください。）が定める申込手数料率^{*}を、取得申込日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額が申込手数料となります。ただし、税引後の収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として毎計算期間終了日の基準価額とし、申込手数料は無手数料となります。申込手数料は、お申込時にご負担いただきます。詳しくは販売会社または下記「（8）申込取扱場所」の照会先までお問い合わせください。

*当該申込手数料は、消費税および地方消費税（以下「消費税等」または「税」ということがあります。）に相当する金額を含みます。

（新 設）

（省 略）

<訂正後>

3.675%—（税抜 3.5%）を上限として販売会社（下記「（8）申込取扱場所」をご参照ください。）が定める申込手数料率^{*}を、取得申込日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額が申込手数料となります。ただし、税引後の収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として毎計算期間終了日の基準価額とし、申込手数料は無手数料となります。申込手数料は、お申込時にご負担いただきます。詳しくは販売会社または下記「（8）申込取扱場所」の照会先までお問い合わせください。

*当該申込手数料は、消費税および地方消費税（以下「消費税等」または「税」ということがあります。）に相当する金額を含みます。

_____消費税率が8%となる平成26年4月1日以降は、3.78%となります。

（省 略）

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

原届出書の下記事項のうち以下に記載した箇所を、＜訂正前＞の内容から＜訂正後＞の内容に訂正します。
下線部_____が訂正部分を示します。

（1）ファンドの目的及び基本的性格

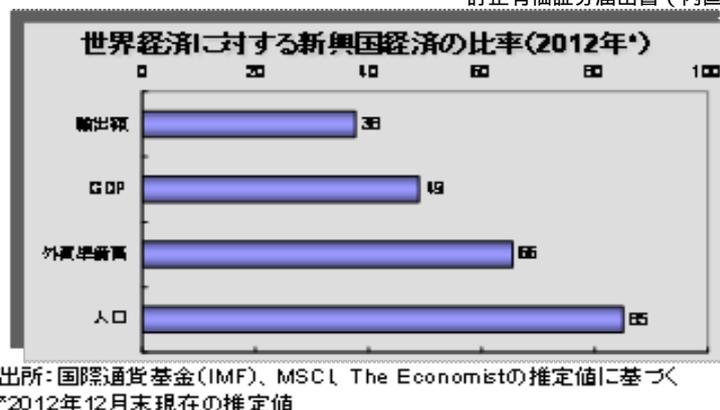
ファンドの特色

<訂正前>

- a. 当ファンドの運用はファミリーファンド方式により、主として新興国が発行した国債等（主として、現地通貨建てとしますが、米ドル建ておよびユーロ建ての国債等も含みます。）に、投資することにより、安定的な収益確保を図ると共に、中長期的に着実な成長を目指します。

世界の中で重要な位置にある新興国

（図一部省略）



(注意) 上記は新興国を説明する参考資料です。

上記に表記された新興国に投資することをお約束するものではありません。
また、上記以外の新興国も投資対象国に含まれます。

(省 略)

- b. 委託会社はマザーファンドの運用の指図に関する権限を、B N Yメロン・グループ*傘下の運用会社であるスタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメント・カンパニー・エル・エル・シーに委託します。

* B N Yメロン・グループとは、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションを最終親会社とするグループの総称です。以下同じ。



**スタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメント・カンパニー・
エル・エル・シー**

スタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメント・カンパニー・エル・エル・シーは、1933年、大恐慌のさなかにボストンにて数人の創業者によって設立されました。当時は富裕層が非常に投資助言を必要としていた時期であり、同社は当初は緩やかに、後に急速に拡大し、2013年（平成25年）3月末現在で約1,670億米ドル（約16兆円、1米ドル=94.05円で換算）以上の資産を受託しております。現在債券運用のみに注力する約130名の運用プロフェッショナルが在籍し、世界各国の機関投資家が主な顧客となっております。ボストンの他に、現在ではピッツバーグやサンフランシスコにも運用拠点を有しております。

ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーション

ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションは、2007年7月1日に旧メロン・フィナンシャル・コーポレーションと旧バンク・オブ・ニューヨーク・カンパニー・インクが合併してできた会社です。両社はともに米国の金融業草創期から100年以上にわたる歴史を持ち、資産運用、アセット・サービスにおいてそれぞれ高い評価を得ています。また1980年代以来、B N Yメロン・グループの資産運用部門は運用会社の設立および買収を通じて成長を続け、伝統的なパッシブ・マネジャーからヘッジファンドまでそれぞれ専門性を持った複数の運用会社を傘下に有しています。

格 付 け：スタンダード&プアーズ社 A +、ムーディーズ社 A a 3
 資産運用部門：約1.43兆米ドル（約134兆円）（注）
 資産管理部門：約26.2兆米ドル（約2,464兆円）（注）

（注）2013年（平成25年）3月末現在。1米ドル = 94.05円で換算。

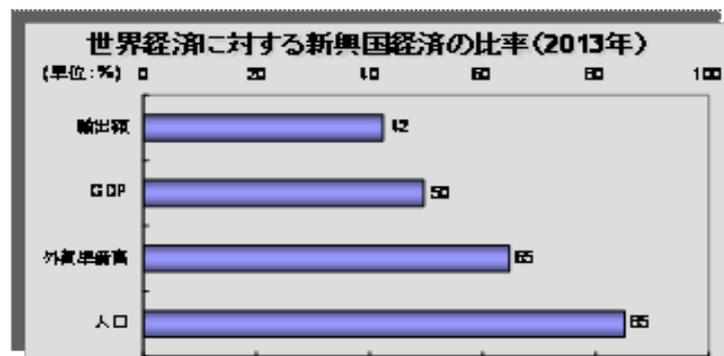
<訂正後>

ファンドの特色

- a. 当ファンドの運用はファミリーファンド方式により、主として新興国が発行した国債等（主として、現地通貨建てとしますが、米ドル建ておよびユーロ建ての国債等も含みます。）に、投資することにより、安定的な収益確保を図ると共に、中長期的に着実な成長を目指します。

世界の中で重要な位置にある新興国

（図一部省略）



出所：国際通貨基金(IMF)、MSCI、The Economistの推定値に基づく
 ※2013年12月末現在の推定値

（注意）上記は新興国を説明する参考資料です。

上記に表記された新興国に投資することをお約束するものではありません。

また、上記以外の新興国も投資対象国に含まれます。

（省 略）

- b. 委託会社はマザーファンドの運用の指図に関する権限を、B N Yメロン・グループ^{*}傘下の運用会社であるスタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメント・カンパニー・エル・エル・シーに委託します。

^{*} B N Yメロン・グループとは、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションを最終親会社とするグループの総称です。以下同じ。



スタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメント・カンパニー・ エル・エル・シー

スタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメント・カンパニー・エル・エル・シーは、1933年、大恐慌のさなかにボストンにて数人の創業者によって設立されました。当時は富裕層が非常に投資助言を必要としていた時期であり、同社は当初は緩やかに、後に急速に拡大し、2013年（平成25年）9月末現在で約1,627億米ドル（約16兆円、1米ドル = 97.75円で換算）以上の資産を受託しております。現在債券運用のみに注力する約130名の運用プロフェッショナルが在籍し、世界各国の機関投資家が主な顧客となっております。ボストンの他に、現在ではピッツバーグやサンフランシスコにも運用拠点を有しております。

ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーション

ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションは、2007年7月1日に旧メロン・フィナンシャル・コーポレーションと旧バンク・オブ・ニューヨーク・カンパニー・インクが合併してできた会社です。両社はともに米国の金融業草創期から100年以上にわたる歴史を持ち、資産運用、アセット・サービスにおいてそれぞれ高い評価を得ています。また1980年代以来、B N Yメロン・グループの資産運用部門は運用会社の設立および買収を通じて成長を続け、伝統的なパッシブ・マネジャーからヘッジファンドまでそれぞれ専門性を持った複数の運用会社を傘下に有しています。

格付け：スタンダード&プアーズ社 A +、ムーディーズ社 A a 3

資産運用部門：約1.53兆米ドル（約150兆円）（注）

資産管理部門：約27.4兆米ドル（約2,678兆円）（注）

（注）2013年（平成25年）9月末現在。1米ドル = 97.75円で換算。

（3）ファンドの仕組み 委託会社の概況

<訂正前>

- (省 略)
- c . 資本金の額（平成25年7月末現在）
(省 略)
- e . 大株主の状況（平成25年7月末現在）
(表省略)

<訂正後>

- (省 略)
- c . 資本金の額（平成26年1月末現在）
(省 略)
- e . 大株主の状況（平成26年1月末現在）
(表省略)

2【投資方針】

原届出書の下記事項のうち以下に記載した箇所を、<訂正前>の内容から<訂正後>の内容に訂正します。
下線部_____が訂正部分を示します。

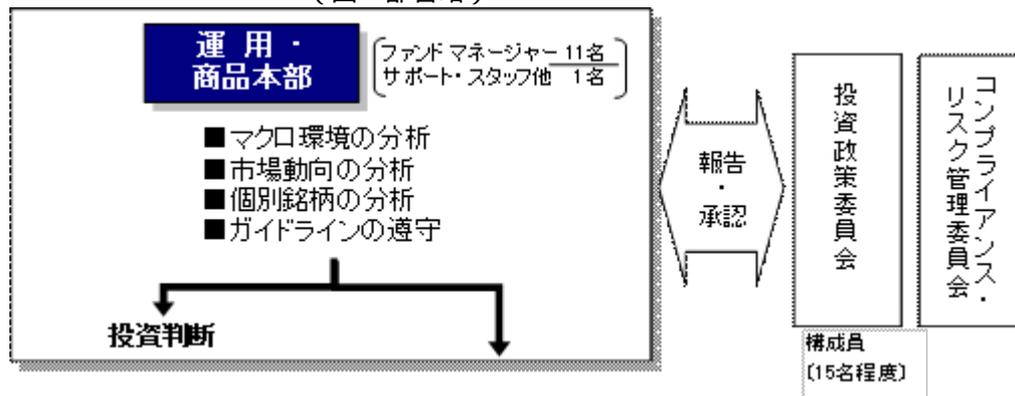
(3) 運用体制

<訂正前>

当ファンドに関する委託会社の運用体制

(省略)

(図一部省略)



(図一部省略)

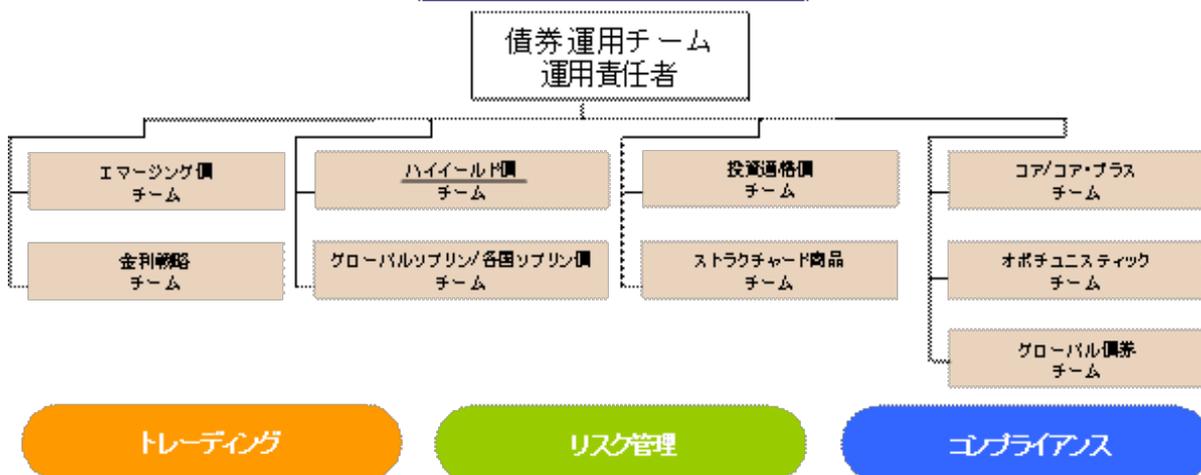
(省略)

(注) 上記の運用体制は平成25年7月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

スタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメントの運用体制

(省略)

同社の充実した運用体制



※各セクター毎に専任のポートフォリオ・マネージャーおよびアナリストを中心としたチームで運用を行っています。

出所：スタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメント

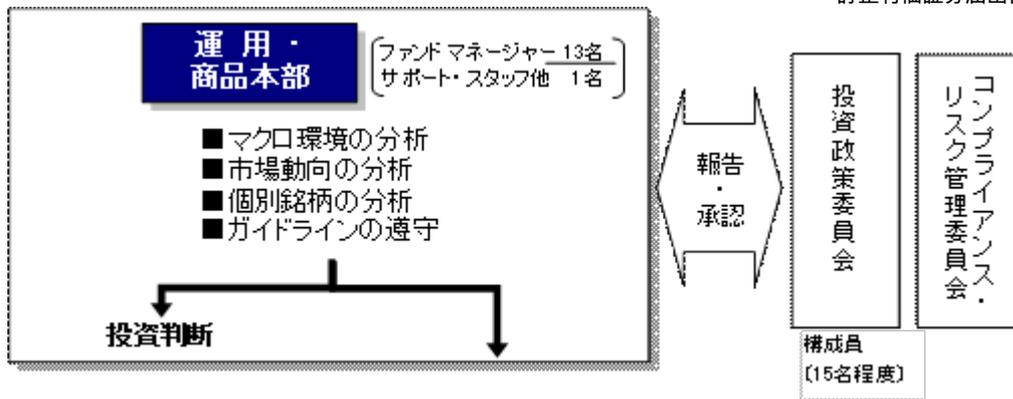
(注) 上記の運用体制は平成25年6月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

<訂正後>

当ファンドに関する委託会社の運用体制

(省略)

(図一部省略)



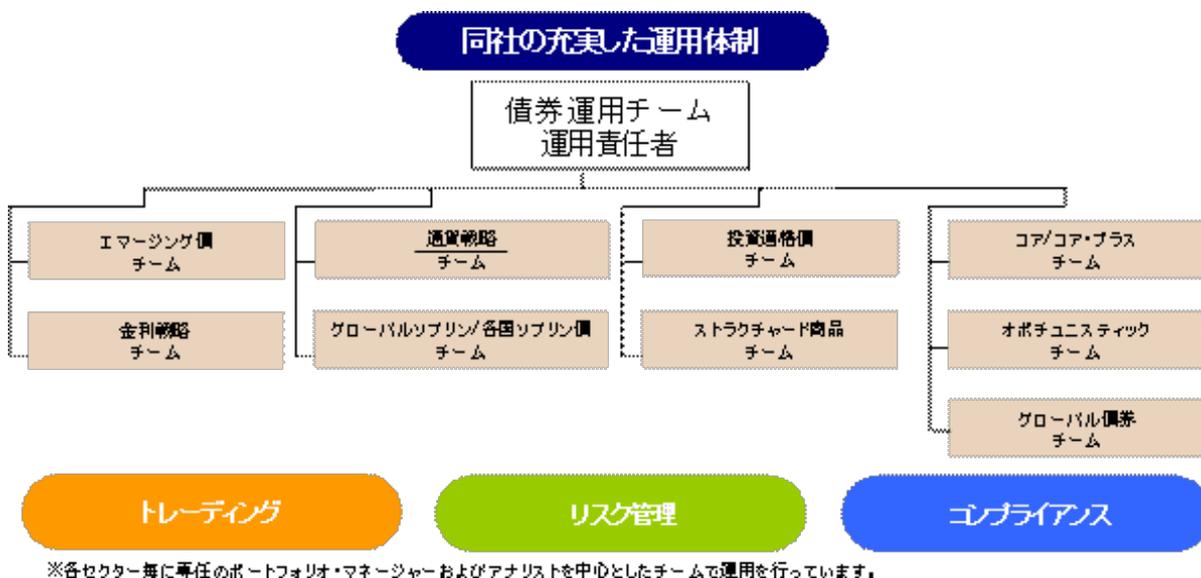
(図一部省略)

(省 略)

(注) 上記の運用体制は平成26年1月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

スタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメントの運用体制

(省 略)



出所：スタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメント

(注) 上記の運用体制は平成25年9月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

3【投資リスク】

原届出書の下記事項のうち以下に記載した箇所を、＜訂正前＞の内容から＜訂正後＞の内容に訂正します。
下線部 _____ が訂正部分を示します。

(2) リスク管理体制

< 訂正前 >

(省 略)

(表省略)

運用リスクの管理は、以下の体制で行います。

(図省略)

(注) 上記の管理体制は平成25年7月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(参考) 投資顧問会社 (スタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメント) のリスク管理体制

(省 略)

(注)上記の管理体制は平成25年6月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

<訂正後>

(省略)

(表省略)

運用リスクの管理は、以下の体制で行います。

(図省略)

(注)上記の管理体制は平成26年1月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(参考)投資顧問会社(スタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメント)のリスク管理体制

(省略)

(注)上記の管理体制は平成25年9月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

4【手数料等及び税金】

原届出書の下記事項のうち以下に記載した箇所を、<訂正前>の内容から<訂正後>の内容に訂正します。
下線部_____が訂正部分を示します。

<訂正前>

(1) 申込手数料

3.675% (税抜 3.5%) を上限として販売会社が定める申込手数料率^{*}を、取得申込日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額が申込手数料となります。ただし、税引後の収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として毎計算期間終了日の基準価額とし、申込手数料は無手数料となります。申込手数料は、お申込時にご負担いただきます。

詳しくは、販売会社または下記の照会先までお問い合わせください。

*当該申込手数料は、消費税等相当額を含みます。

(新設)

(省略)

(3) 信託報酬等

信託報酬は、信託期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の173.25 (税抜 年10,000分の165) の率を乗じて得た額とし、信託財産の費用として計上されます。

(新設)

信託報酬および信託報酬にかかる消費税等に相当する金額は、第1計算期間を除く毎計算期間の最初の6ヶ月の終了日および毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支払われます。信託報酬の配分は、以下のとおりです。

純資産総額	信託報酬合計	委託会社	販売会社	受託会社
250億円未満の部分	年1.7325% (税抜1.65%)	年0.8925% (税抜0.85%)	年0.7875% (税抜0.75%)	年0.0525% (税抜0.05%)
250億円以上 500億円未満の部分		年0.8400% (税抜0.80%)	年0.8400% (税抜0.80%)	
500億円以上の部分		年0.7350% (税抜0.70%)	年0.9450% (税抜0.90%)	

委託会社の受取る報酬には、「メロン世界新興国ソブリン・マザーファンド」において運用の指図権限を委託しているスタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメントへの投資顧問報酬が含まれます。その報酬額は、信託財産に属する当該マザーファンドの受益証券の時価総額に、当該マザーファンドの信託財産の純資産総額に応じて以下の率を乗じて得た額とします。ただし、年間最低報酬額は別に定めます。

マザーファンドの純資産総額	率
50億円以下の部分	年0.3750%
50億円超100億円以下の部分	年0.35625%
100億円超の部分	年0.3375%

(省 略)

(5) 課税上の取扱い

(省 略)

個人、法人別の課税の取扱いについて

(省 略)

a. 個人の受益者に対する課税

1. 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は配当所得となり、10.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%および地方税3%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行うことにより総合課税または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。

2. 一部解約金および償還金に対する課税

一部解約時および償還時の差益（解約価額または償還価額から取得費を控除した利益をいいます。）は譲渡所得とみなされ、10.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%および地方税3%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収口座）利用の場合は、10.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%および地方税3%）の税率による源泉徴収が行われ、原則として確定申告は不要です。

上記1.および2.の10.147%の税率は、軽減税率適用終了後の平成26年1月1日以降平成49年12月31日までは20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率となる予定です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、平成26年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社までお問い合わせください。

3. 損益通算について

一部解約時もしくは償還時の差損（譲渡損）は、確定申告等を行うことにより、上場株式等（公募株式投資信託、特定株式投資信託（ETF）および特定不動産投資信託（REIT）などを含みます。）の譲渡益および上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択したものに限り、）との損益通算ができます。また、一部解約時もしくは償還時の差益（譲渡益）は、他の上場株式等の譲渡損との損益通算ができます。ただし、特定口座（源泉徴収口座）利用の場合は、原則として確定申告は不要です。

(新 設)

b. 法人の受益者に対する課税

- ・ 収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の受益者ごとの個別元本超過額は、7.147%（所得税7%および復興特別所得税0.147%）の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収はありません。
- ・ 上記7.147%の税率は、軽減税率適用終了後の平成26年1月1日以降平成49年12月31日までは15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）の税率となる予定です。
- ・ 益金不算入制度は適用されません。

(注) 「課税上の取扱い」の内容は平成25年7月末現在のものであり、税法が改正された場合等には、内容が変更になることがあります。課税上の取扱い等については、税務専門家に相談することをお勧めします。

<訂正後>

(1) 申込手数料

3.675%－（税抜 3.5%）を上限として販売会社が定める申込手数料率^{*}を、取得申込日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額が申込手数料となります。ただし、税引後の収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として毎計算期間終了日の基準価額とし、申込手数料は無手数料となります。申込手数料は、お申込時にご負担いただきます。

詳しくは、販売会社または下記の照会先までお問い合わせください。

*当該申込手数料は、消費税等相当額を含みます。

消費税率が8%となる平成26年4月1日以降は、3.78%となります。

(省 略)

(3) 信託報酬等

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.7325%（税抜1.65%）を乗じて得た額とし、信託財産の費用として計上されます。

消費税率が8%となる平成26年4月1日以降は、年率1.782%となります。

信託報酬および信託報酬にかかる消費税等に相当する金額は、第1計算期間を除く毎計算期間の最初の6カ月の終了日および毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支払われます。信託報酬の配分は、以下のとおりです。

純資産総額	委託会社	販売会社	受託会社
250億円未満の部分	年率0.85% (税抜)	年率0.75% (税抜)	年率0.05% (税抜)
250億円以上 500億円未満の部分	年率0.80% (税抜)	年率0.80% (税抜)	
500億円以上の部分	年率0.70% (税抜)	年率0.90% (税抜)	

委託会社の受取る報酬には、「メロン世界新興国ソブリン・マザーファンド」において運用の指図権限を委託しているスタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメントへの投資顧問報酬が含まれます。その報酬額は、信託財産に属する当該マザーファンドの受益証券の時価総額に、当該マザーファンドの信託財産の純資産総額に応じて以下の率を乗じて得た額とします。ただし、年間最低報酬額は別に定めます。

マザーファンドの純資産総額	年率
50億円以下の部分	0.3750%
50億円超100億円以下の部分	0.35625%
100億円超の部分	0.3375%

(省 略)

(5) 課税上の取扱い

(省 略)

個人、法人別の課税の取扱いについて

(省 略)

a. 個人の受益者に対する課税

1. 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は配当所得となり、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行うことにより総合課税または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。

2. 一部解約金および償還金に対する課税

一部解約時および償還時の差益（解約価額または償還価額から取得費を控除した利益をいいます。）は譲渡所得とみなされ、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収口座）利用の場合は、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、原則として確定申告は不要です。

(削 除)

3. 損益通算について

一部解約時もしくは償還時の差損（譲渡損）は、確定申告等を行うことにより、上場株式等（公募株式投資信託、特定株式投資信託（ETF）および特定不動産投資信託（REIT）などを含みます。）の譲渡益および上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択したものに限り）との損益通算ができます。また、一部解約時もしくは償還時の差益（譲渡益）は、他の上場株式等の譲渡損との損益通算ができます。ただし、特定口座（源泉徴収口座）利用の場合は、原則として確定申告は不要です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、平成26年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。なお、他の口座で生じた配当所得や譲渡損益との損益通算はできません。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設する

など、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社までお問い合わせください。

b. 法人の受益者に対する課税

- ・ 収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の受益者ごとの個別元本超過額は、15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収はありません。
（削除）
- ・ 益金不算入制度は適用されません。

（注）「課税上の取扱い」の内容は平成26年1月末現在のものであり、税法が改正された場合等には、内容が変更になることがあります。課税上の取扱い等については、税務専門家に相談することをお勧めします。

5【運用状況】

原届出書の「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況」を、以下の内容に更新します。

<更新後>

(1) 投資状況

（平成25年12月30日現在）

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	273,915,233	100.24
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		654,305	0.24
合計（純資産総額）		273,260,928	100.00

（注）投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の比率です。

<参考情報>メロン世界新興国ソブリン・マザーファンド

（平成25年12月30日現在）

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	南アフリカ	4,136,812,212	14.12
	コロンビア	3,995,280,021	13.64
	ブラジル	3,894,295,588	13.29
	ペルー	2,868,669,567	9.79
	トルコ	2,726,882,286	9.31
	ナイジェリア	2,458,632,822	8.39
	メキシコ	2,129,873,336	7.27
	ハンガリー	1,797,017,101	6.13
	ロシア	1,733,132,618	5.92
	フィリピン	556,594,500	1.90
	ポーランド	533,242,937	1.82
	ルーマニア	199,760,005	0.68
	小計		27,030,192,993
社債券	ルクセンブルク	398,886,930	1.36
	アイルランド	337,138,200	1.15
	小計	736,025,130	2.51
特殊債券	メキシコ	148,448,005	0.51
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		1,377,512,826	4.70
合計（純資産総額）		29,292,178,954	100.00

（注）投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の比率です。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

（平成25年12月30日現在）

順位	銘柄名	国/地域	種類	数量	帳簿価額		評価額		投資比率（%）
					単価（円）	金額（円）	単価（円）	金額（円）	
1	メロン世界新興国ソブリン・マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	207,952,652	1.3864	288,324,526	1.3172	273,915,233	100.24

（注）投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

種類別投資比率

（平成25年12月30日現在）

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	100.24
合計	100.24

（注）投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。（平成25年12月30日現在）

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。（平成25年12月30日現在）

<参考情報>メロン世界新興国ソブリン・マザーファンド
投資有価証券の主要銘柄

（平成25年12月30日現在）

銘柄名	利率（％）	償還期限	国／地域	種類	数量	帳簿価額 単価 （円）	帳簿価額 金額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 金額 （円）	投資 比率 （％）
10% BRAZIL NTN-F	10	2017/1/1	ブラジル	国債証券	6,160,000	47,482.90	2,924,946,938	44,712.23	2,754,273,821	9.40
12% COLOMBIA REP	12	2015/10/22	コロンビア	国債証券	37,940,000,000	6.48	2,461,384,816	6.17	2,343,411,525	8.00
10.5% SAGB 12/21/2026	10.5	2026/12/21	南アフリカ	国債証券	182,270,000	1,317.68	2,401,745,007	1,189.57	2,168,240,882	7.40
8.2% PERUGB 08/12/2026	8.2	2026/8/12	ペルー	国債証券	43,925,000	5,316.36	2,335,212,425	4,436.03	1,948,529,524	6.65
13.5% SAGB 09/15/2015	13.5	2015/9/15	南アフリカ	国債証券	146,095,000	1,183.48	1,729,008,466	1,120.16	1,636,503,661	5.59
16% NIGERIA T-BONO 6/19	16	2019/6/29	ナイジェリア	国債証券	2,029,030,000	76.52	1,552,653,178	73.21	1,485,630,015	5.07
7% COLOMBIA TES 5/22	7	2022/5/4	コロンビア	国債証券	21,400,600,000	5.46	1,169,099,403	5.54	1,187,495,496	4.05
8.15% RUSSIA GOVT 2/27	8.15	2027/2/3	ロシア	国債証券	350,035,000	362.71	1,269,639,951	334.85	1,172,106,198	4.00
11% TURKEY GOVT BO 8/14	11	2014/8/6	トルコ	国債証券	23,315,000	5,263.20	1,227,116,269	4,952.13	1,154,590,858	3.94
8.6% PERUGB 08/12/2017	8.6	2017/8/12	ペルー	国債証券	21,215,000	4,632.47	982,780,186	4,337.21	920,140,043	3.14
6% NOTA DO TESOURO 8/22	6	2022/8/15	ブラジル	国債証券	838,000	118,556.42	993,502,838	106,077.61	888,930,394	3.03
7% HUNGARY GOVT 6/22	7	2022/6/24	ハンガリー	国債証券	1,515,350,000	56.73	859,735,910	53.34	808,321,715	2.76
7.5% HGB 11/12/2020	7.5	2020/11/12	ハンガリー	国債証券	1,399,340,000	57.45	803,940,084	55.44	775,841,121	2.65
10.5% TURKEY GOVT B01/20	10.5	2020/1/15	トルコ	国債証券	15,200,000	6,113.75	929,290,000	4,981.48	757,185,492	2.58
10% TURKEY GOVT BO 6/15	10	2015/6/17	トルコ	国債証券	12,270,000	5,370.80	658,998,031	4,915.45	603,126,328	2.06
15.1% NIGERIA BONO 4/17	15.1	2017/4/27	ナイジェリア	国債証券	809,705,000	71.05	575,351,053	69.32	561,309,019	1.92
6.25% PHILIPPINES 1/36	6.25	2036/1/14	フィリピン	国債証券	220,000,000	312.05	686,527,380	252.99	556,594,500	1.90
10% MBONO 12/05/2024	10	2024/12/5	メキシコ	国債証券	53,200,000	1,191.80	634,038,930	1,026.43	546,062,762	1.86
5.75% POLGB 09/22	5.75	2022/9/23	ポーランド	国債証券	13,780,000	4,229.05	582,763,090	3,869.68	533,242,937	1.82
8.5% MBONO 05/31/2029	8.5	2029/5/31	メキシコ	国債証券	56,680,000	1,096.57	621,536,442	912.33	517,111,293	1.77
10% MEXICAN BONOS 11/36	10	2036/11/20	メキシコ	国債証券	46,600,000	1,265.67	589,806,395	1,019.24	474,968,973	1.62
9.85% COLOMBIA REP	9.85	2027/6/28	コロンビア	国債証券	6,750,000,000	8.45	570,662,820	6.87	464,373,000	1.59
16.39% NIGERIA T-BONO 1/22	16.39	2022/1/27	ナイジェリア	国債証券	541,585,000	82.71	447,946,464	76.01	411,693,788	1.41
8.625% OJSC RUSS AG 2/17	8.625	2017/2/17	ルクセンブルク	社債券	124,200,000	336.15	417,498,300	321.16	398,886,930	1.36
7.5% RUSSIA GOVT 3/18	7.5	2018/3/15	ロシア	国債証券	115,785,000	343.44	397,652,004	332.10	384,521,985	1.31
7.75% MEXICAN BONOS 5/31	7.75	2031/5/29	メキシコ	国債証券	42,980,000	1,028.47	442,040,390	839.49	360,814,974	1.23
8.3% RZD CAPITAL LT 4/19	8.3	2019/4/2	アイルランド	社債券	105,000,000	340.36	357,380,100	321.08	337,138,200	1.15

7% REP SOUTH AFRICA 2/31	7	2031/2/28	南アフリカ	国債証券	33,440,000	813.04	271,880,580	842.48	281,728,203	0.96
NOTA DO TESOURO NACIONAL	10	2023/1/1	ブラジル	国債証券	625,000	46,549.54	290,934,673	40,174.61	251,091,373	0.86
6.5% MEXICAN BONOS 6/21	6.5	2021/6/10	メキシコ	国債証券	27,855,000	873.90	243,427,073	828.99	230,915,334	0.79

（注）投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価金額の比率です。

種類別投資比率

（平成25年12月30日現在）

種類	投資比率（%）
国債証券	92.28
社債券	2.51
特殊債券	0.51
合計	95.30

（注）投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。（平成25年12月30日現在）

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。（平成25年12月30日現在）

（3）運用実績

純資産の推移

平成25年12月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産額の推移は次のとおりです。

計算期間	年月日	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期末	（平成20年 5月19日）	740,458,946	740,458,946	0.9960	0.9960
第2期末	（平成21年 5月18日）	711,720,069	711,720,069	0.8240	0.8240
第3期末	（平成22年 5月17日）	616,669,010	616,669,010	0.9469	0.9469
第4期末	（平成23年 5月17日）	504,084,218	504,084,218	0.9360	0.9360
第5期末	（平成24年 5月17日）	309,992,450	309,992,450	0.8866	0.8866
第6期末	（平成25年 5月17日）	328,729,713	328,729,713	1.2932	1.2932
第7期中間期末	（平成25年11月17日）	277,086,136	277,086,136	1.1540	1.1540
	平成24年12月末日	299,202,018	-	1.0768	-
	平成25年 1月末日	306,624,585	-	1.1400	-
	平成25年 2月末日	305,737,364	-	1.1580	-
	平成25年 3月末日	306,272,694	-	1.1646	-
	平成25年 4月末日	316,582,274	-	1.2473	-
	平成25年 5月末日	311,893,908	-	1.2195	-
	平成25年 6月末日	286,430,088	-	1.1200	-
	平成25年 7月末日	282,741,049	-	1.1244	-
	平成25年 8月末日	269,355,257	-	1.0837	-
	平成25年 9月末日	278,304,451	-	1.1265	-
	平成25年10月末日	282,969,370	-	1.1738	-
	平成25年11月末日	277,951,049	-	1.1736	-
	平成25年12月末日	273,260,928	-	1.2028	-

（注）月末日とはその月の最終営業日を指します。

分配の推移

計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1期（平成20年 2月29日～平成20年 5月19日）	0
第2期（平成20年 5月20日～平成21年 5月18日）	0
第3期（平成21年 5月19日～平成22年 5月17日）	0
第4期（平成22年 5月18日～平成23年 5月17日）	0
第5期（平成23年 5月18日～平成24年 5月17日）	0
第6期（平成24年 5月18日～平成25年 5月17日）	0
第7期中間（平成25年 5月18日～平成25年11月17日）	該当事項なし

収益率の推移

計算期間	収益率（％）
第1期（平成20年 2月29日～平成20年 5月19日）	0.4
第2期（平成20年 5月20日～平成21年 5月18日）	17.3
第3期（平成21年 5月19日～平成22年 5月17日）	14.9
第4期（平成22年 5月18日～平成23年 5月17日）	1.2
第5期（平成23年 5月18日～平成24年 5月17日）	5.3
第6期（平成24年 5月18日～平成25年 5月17日）	45.9
第7期中間（平成25年 5月18日～平成25年11月17日）	10.8

（注）収益率は、計算期間末の分配付基準価額から直前の計算期間末の分配落基準価額（「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して計算しています。なお、第1期については、前期末基準価額を1万口当たり10,000円として計算しています。

（4）設定及び解約の実績

（単位：口）

計算期間	設定口数	解約口数	残存口数
第1期（平成20年 2月29日～平成20年 5月19日）	744,500,922	1,036,329	743,464,593
第2期（平成20年 5月20日～平成21年 5月18日）	722,944,261	602,682,445	863,726,409
第3期（平成21年 5月19日～平成22年 5月17日）	219,334,740	431,778,142	651,283,007
第4期（平成22年 5月18日～平成23年 5月17日）	89,346,955	202,072,910	538,557,052
第5期（平成23年 5月18日～平成24年 5月17日）	69,046,364	257,973,331	349,630,085
第6期（平成24年 5月18日～平成25年 5月17日）	36,304,540	131,735,071	254,199,554
第7期中間（平成25年 5月18日～平成25年11月17日）	3,287,788	17,375,942	240,111,400

（注1）第1期の設定口数には、当初募集期間中の設定口数を含みます。

（注2）上記数字は全て本邦内における設定および解約の実績です。

（参考情報）運用実績

3 運用実績

(2013年12月30日現在)

基準価額・純資産総額の推移（設定日(2008年2月29日)～2013年12月30日）



2013年12月30日現在

基準価額	12,028円
純資産総額	2.7億円

分配の推移

2009年 5月	0円
2010年 5月	0円
2011年 5月	0円
2012年 5月	0円
2013年 5月	0円
設定来累計	0円

(注) 1万口当たり、税引き前

主要な資産の状況

1	銘柄名	国/地域	種類	投資比率(%)
1	メロン世界新興国ソブリン・マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	100.24

メロン世界新興国ソブリン・マザーファンド

組入上位10銘柄

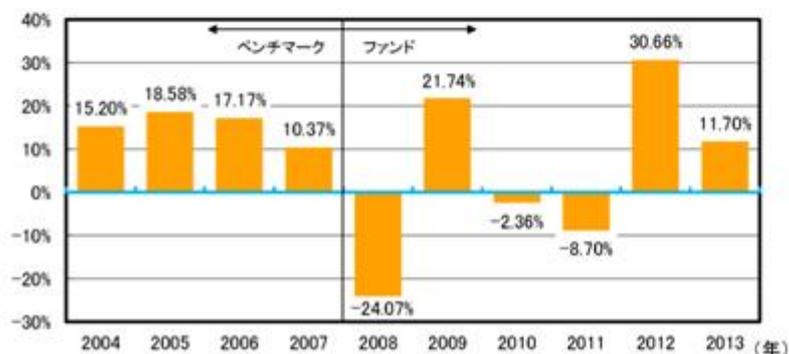
	銘柄名	国/地域	種類	投資比率(%)
1	10% BRAZIL NTN-F	ブラジル	国債証券	9.40
2	12% COLOMBIA REP	コロンビア	国債証券	8.00
3	10.5% SAGB 12/21/2026	南アフリカ	国債証券	7.40
4	8.2% PERUGB 08/12/2026	ペルー	国債証券	6.65
5	13.5% SAGB 09/15/2015	南アフリカ	国債証券	5.59
6	16% NIGERIA T-BONO 6/19	ナイジェリア	国債証券	5.07
7	7% COLOMBIA TES 5/22	コロンビア	国債証券	4.05
8	8.15% RUSSIA GOVT 2/27	ロシア	国債証券	4.00
9	11% TURKEY GOVT BO 8/14	トルコ	国債証券	3.94
10	8.6% PERUGB 08/12/2017	ペルー	国債証券	3.14

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

種類別組入比率

種類	投資比率(%)
国債証券	92.28
社債券	2.51
特殊債券	0.51
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	4.70
合計	100.00

年間収益率の推移（暦年ベース）



(注1) 2008年は設定日(2月29日)から年末までの収益率です。

(注2) 2004年から2007年は、ベンチマークの収益率です。

(注3) ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

- ・ 運用実績等について、別途月次等で開示している場合があります。この場合、委託会社のホームページで閲覧することができます。
- ・ 運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

第3【ファンドの経理状況】

1【財務諸表】

原届出書の「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表」について、末尾に下記の内容および中間財務諸表を追加します。

<追 加>

（中間財務諸表）

（１） 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に掲記される科目その他の事項の金額については、円単位で表示されております。

（２） 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第7期中間計算期間（平成25年5月18日から平成25年11月17日まで）の中間財務諸表について、あらた監査法人による中間監査を受けております。

メロン世界新興国ソブリン・ファンド（年1回決算型）

（１） 中間貸借対照表

（単位：円）

	第7期中間計算期間末 （平成25年11月17日現在）
資産の部	
流動資産	
親投資信託受益証券	277,906,281
未収入金	3,200,000
流動資産合計	281,106,281
資産合計	281,106,281
負債の部	
流動負債	
未払解約金	1,124,580
未払受託者報酬	75,902
未払委託者報酬	2,428,822
その他未払費用	390,841
流動負債合計	4,020,145
負債合計	4,020,145
純資産の部	
元本等	
元本	240,111,400
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	36,974,736
（分配準備積立金）	77,978,072
元本等合計	277,086,136
純資産合計	277,086,136
負債純資産合計	281,106,281

（２） 中間損益及び剰余金計算書

（単位：円）

	第7期中間計算期間 （自 平成25年 5月18日 至 平成25年11月17日）
営業収益	
有価証券売買等損益	32,868,629
営業収益合計	32,868,629
営業費用	
受託者報酬	75,902
委託者報酬	2,428,822
その他費用	390,841
営業費用合計	2,895,565
営業損失（ ）	35,764,194
経常損失（ ）	35,764,194
中間純損失（ ）	35,764,194
一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	2,636,656
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	74,530,159
剰余金増加額又は欠損金減少額	655,475

中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	655,475
剰余金減少額又は欠損金増加額	5,083,360
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	5,083,360
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	36,974,736

(3) 中間注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	・親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
--------------------	---

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	第7期中間計算期間末 (平成25年11月17日現在)
1. 受益権の総数	240,111,400口
2. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1,1540円 (11,540円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

第7期中間計算期間 (自平成25年5月18日 至平成25年11月17日)	
1. 信託財産の運用の指図にかかる権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	506,672円

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は時価または時価の近似値と考えられる帳簿価額で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との間に重要な差額はありませぬ。
2. 時価の算定方法	(1)親投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

元本額の変動

項目	第7期中間計算期間末 (平成25年11月17日現在)
期首元本額	254,199,554円
期中追加設定元本額	3,287,788円
期中一部解約元本額	17,375,942円

(参考情報)

当ファンドは、「メロン世界新興国ソブリン・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。なお、平成25年11月17日現在における同親投資信託の状況は次の通りです。

「メロン世界新興国ソブリン・マザーファンド」の状況
 なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

メロン世界新興国ソブリン・マザーファンド

(1) 貸借対照表

(単位：円)

(平成25年11月17日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	162,148,946
金銭信託	314,290
コール・ローン	64,557,839
国債証券	28,476,228,763
社債券	710,534,829
派生商品評価勘定	427,182,202
未収入金	203,056,644
未収利息	583,000,520
前払費用	19,242,438
流動資産合計	30,646,266,471
資産合計	30,646,266,471
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	324,024,513
未払解約金	336,115,119
流動負債合計	660,139,632
負債合計	660,139,632
純資産の部	
元本等	
元本	23,779,336,584
剰余金	
剰余金又は欠損金()	6,206,790,255
元本等合計	29,986,126,839
純資産合計	29,986,126,839
負債純資産合計	30,646,266,471

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>・国債証券、社債券</p> <p>個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売り気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額で評価しております。</p> <p>適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
--------------------	--

2.デリバティブの評価基準及び評価方法	<ul style="list-style-type: none"> ・為替先渡取引（直物為替先渡取引を含む） 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとしております。 ・外国為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、開示対象ファンドの中間計算期間末日において、わが国における対顧客先物相場の仲値を適用して計算しております。ただし、為替予約取引のうち対顧客先物相場が発表されていない通貨については、対顧客相場の仲値によって計算しております。
3.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<ul style="list-style-type: none"> ・外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び第61条に基づいて処理しております。 ・貸借対照表は、平成25年11月17日現在のものであります。当該親投資信託の計算期間は原則として毎年5月18日から翌年5月17日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	（平成25年11月17日現在）
1.受益権の総数	23,779,336,584口
2.1口当たり純資産額	1.2610円
（1万口当たり純資産額）	（12,610円）

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

1.貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は時価または時価の近似値と考えられる帳簿価額で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との間に重要な差額はありませぬ。
2.時価の算定方法	<p>(1)国債証券、社債券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。</p> <p>(2)派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、「（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。</p> <p>(3)金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>
3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

（通貨関連）

区分	種類	（平成25年11月17日現在）		
		契約額等（円）	時価（円）	評価損益（円）
		うち1年超		

市場取引 以外の取引	為替先渡取引 買建				
	ブラジルリアル	278,153,915	-	266,291,949	11,861,966
	チリペソ	245,556,838	-	237,435,316	8,121,522
	コロンビアペソ	132,927,670	-	129,975,662	2,952,008
	マレーシアリングギット	3,119,223,838	-	3,069,929,036	49,294,802
	ロシアルーブル	1,420,486,446	-	1,388,282,143	32,204,303
	売建				
	ブラジルリアル	1,842,622,878	-	1,736,934,682	105,688,196
	コロンビアペソ	3,318,914,041	-	3,245,691,426	73,222,615
	マレーシアリングギット	250,122,311	-	247,269,881	2,852,430
	ペルーヌエボソル	2,286,548,637	-	2,262,640,777	23,907,860
	ロシアルーブル	172,518,346	-	169,308,300	3,210,046
	為替予約取引 買建				
	米ドル	4,619,666,040	-	4,723,933,461	104,267,421
	メキシコペソ	1,269,683,915	-	1,309,157,600	39,473,685
	ユーロ	598,713,718	-	600,216,000	1,502,282
	チェココルナ	355,482,896	-	360,325,000	4,842,104
	ハンガリーフォリント	1,041,807,405	-	1,028,764,044	13,043,361
	ポーランドズロチ	3,168,436,049	-	3,173,548,800	5,112,751
	ルーマニアレイ	451,444,028	-	454,350,000	2,905,972
	タイバーツ	179,370,207	-	181,324,000	1,953,793
	売建				
	米ドル	7,064,938,218	-	7,261,981,774	197,043,556
メキシコペソ	30,996,000	-	31,652,000	656,000	
ユーロ	471,295,500	-	473,259,800	1,964,300	
トルコリラ	621,442,400	-	618,294,900	3,147,500	
チェココルナ	657,150,000	-	628,083,750	29,066,250	
ハンガリーフォリント	61,877,760	-	60,775,680	1,102,080	
ポーランドズロチ	469,707,700	-	471,787,200	2,079,500	
タイバーツ	644,332,500	-	648,423,500	4,091,000	
南アフリカランド	1,458,099,800	-	1,433,304,950	24,794,850	
ナイジェリアナイラ	145,397,655	-	145,977,483	579,828	
合計		-	-	103,157,689	

(注) 時価の算定方法

- 為替先渡取引については、以下のように評価しております。
為替先渡取引の残高表示は、想定元本に基づいて表示しております。
為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 為替予約取引については以下のように評価しております。
本書における開示対象ファンドの中間計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
 - 同期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
 - 同期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - 同期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 - 同期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
同期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、同期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。
上記取引でヘッジ会計が適用されているものではありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

本書における開示対象ファンドの中間計算期間における元本額の変動

項目	(平成25年11月17日現在)
期首元本額	28,345,391,040円
期中追加設定元本額	343,813,820円
期中一部解約元本額	4,909,868,276円

期末元本額	23,779,336,584円
元本の内訳(注)	
メロン世界新興国ソブリン・ファンド	22,692,725,627円
メロン世界新興国ソブリン・ファンド (年1回決算型)	220,385,632円
スタンディッシュ・メロン世界新興国 ソブリン・ファンド (適格機関投資家限定)	866,225,325円

(注) 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

2【ファンドの現況】

原届出書の「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 2 ファンドの現況」を、以下の内容に更新します。

<更新後>

純資産額計算書

メロン世界新興国ソブリン・ファンド(年1回決算型)

(平成25年12月30日現在)

資産総額	273,915,233円
負債総額	654,305円
純資産総額(-)	273,260,928円
発行済数量	227,184,091口
1単位当たり純資産額(/) (1万口当たり純資産額)	1.2028円 (12,028円)

(参考)メロン世界新興国ソブリン・マザーファンド

(平成25年12月30日現在)

資産総額	29,857,883,302円
負債総額	565,704,348円
純資産総額(-)	29,292,178,954円
発行済数量	22,237,398,623口
1単位当たり純資産額(/)	1.3172円

第三部【委託会社等の情報】**第1【委託会社等の概況】****1【委託会社等の概況】**

原届出書の下記事項のうち以下に記載した箇所を、＜訂正前＞の内容から＜訂正後＞の内容に訂正します。
下線部_____が訂正部分を示します。

<訂正前>

(1) 資本金の額（平成25年7月末現在）
（省 略）

(2) 委託会社の機構（平成25年7月末現在）
（省 略）

業務運営の組織

（図省略）

（省 略）

（注）上記の組織図は平成25年7月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。
運用体制

（図省略）

（省 略）

（注）上記の運用体制は平成25年7月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<訂正後>

(1) 資本金の額（平成26年1月末現在）
（省 略）

(2) 委託会社の機構（平成26年1月末現在）
（省 略）

業務運営の組織

（図省略）

（省 略）

（注）上記の組織図は平成26年1月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。
運用体制

（図省略）

（省 略）

（注）上記の運用体制は平成26年1月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

原届出書の「第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 2 事業の内容及び営業の概況」を、以下の内容に更新します。

<更新後>

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務及び第二種金融商品取引業を行っています。

平成25年12月末現在、委託会社の運用する投資信託の本数、純資産額の合計は次のとおりです。（ただし、親投資信託を除きます。）

ファンドの種類	本数	純資産額合計 (百万円)
公募証券投資信託	27	111,794
追加型株式投資信託	26	111,725
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	0	0
単位型公社債投資信託	1	69
私募証券投資信託	17	209,923
合 計	44	321,717

3【委託会社等の経理状況】

原届出書の「第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 3 委託会社等の経理状況」の前文について、以下の内容に更新し、年次財務諸表の末尾に中間財務諸表を追加します。

<更新後>

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
また、当社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第16期事業年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の財務諸表についての監査を、有限責任あずさ監査法人により受けております。
また、第17期事業年度に係る中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）の中間財務諸表について、有限責任あずさ監査法人により中間監査を受けております。
3. 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

<追加>

（中間財務諸表）

（1）中間貸借対照表

（単位：千円）

		当中間会計期末 (平成25年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金		2,174,568
未収委託者報酬		331,395
未収運用受託報酬		1,450,679
未収収益		72,640
前払費用		40,330
仮払金		49,198
繰延税金資産		169,011
流動資産計		4,287,824
固定資産		
有形固定資産		
器具備品	*1	3,218
リース資産	*1	6,642
有形固定資産計		9,860
無形固定資産		
ソフトウェア	*2	117,438
ソフトウェア仮勘定		586
電話加入権		228
無形固定資産計		118,253
投資その他の資産		
投資有価証券		31,016
長期差入保証金		145,346
長期前払費用		27,024
預託金		75
繰延税金資産		100,588
投資その他の資産計		304,051
固定資産計		432,165
資産合計		4,719,989
負債の部		
流動負債		

未払金		111,833
未払費用		1,459,422
預り金		8,000
未払法人税等		46,845
未払消費税等	*3	11,115
仮受金		20,726
賞与引当金		403,319
リース債務		3,218
流動負債計		2,064,481
固定負債		
役員退職慰労引当金		48,369
退職給付引当金		283,646
リース債務		3,937
固定負債計		335,952
負債合計		2,400,433
純資産の部		
株主資本		
資本金		795,000
資本剰余金		
資本準備金		695,000
資本剰余金計		695,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		828,736
利益剰余金計		828,736
株主資本計		2,318,736
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		819
評価・換算差額等計		819
純資産合計		2,319,556
負債・純資産合計		4,719,989

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

		当中間会計期間 (自 平成25年4月 1日 至 平成25年9月30日)
営業収益		
委託者報酬		1,269,083
運用受託報酬		2,609,020
その他営業収益		104,577
営業収益計		3,982,681
営業費用		2,866,188
営業費用計		2,866,188
一般管理費	*1	1,347,713
営業損失		231,220
営業外収益		1,824
営業外費用		16,862
経常損失		246,258
税引前中間純損失		246,258
法人税、住民税及び事業税		47,398
法人税等調整額		107,059
中間純損失		186,597

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間
（自平成25年4月1日
至平成25年9月30日）

株主資本	
資本金	
当期首残高	795,000
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	795,000
資本剰余金	
資本準備金	
当期首残高	695,000
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	695,000
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
当期首残高	1,015,334
当中間期変動額	
中間純損失	186,597
当中間期変動額合計	186,597
当中間期末残高	828,736
株主資本合計	
当期首残高	2,505,334
当中間期変動額	
中間純損失	186,597
当中間期変動額合計	186,597
当中間期末残高	2,318,736
評価・換算差額等	
当期首残高	2,417
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額	1,597
当中間期変動額合計	1,597
当中間期末残高	819
純資産合計	
当期首残高	2,507,751
当中間期変動額	
中間純損失	186,597
株主資本以外の項目の当期変動額	1,597
当中間期変動額合計	188,194
当中間期末残高	2,319,556

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

期 別	当中間会計期間 （自平成25年4月1日 至平成25年9月30日）
項 目	
1. 資産の評価基準及び評価方法	有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりです。 器具備品 3年～20年 また、平成19年3月31日以前に取得したのものについては従来の償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。</p> <p>(3) リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p> <p>(4) 長期前払費用 定額法によっております。</p>
3. 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(2) 役員退職慰労引当金 将来の役員退職慰労金の支給に備えるため、当社内規に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p>
4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当中間会計期間に費用としております。</p>

注記事項

（中間貸借対照表関係）

当中間会計期間 （平成25年9月30日）					
*1. 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。	<table border="0"> <tr> <td>器具備品</td> <td>13,444千円</td> </tr> <tr> <td>リース資産</td> <td>9,963千円</td> </tr> </table>	器具備品	13,444千円	リース資産	9,963千円
器具備品	13,444千円				
リース資産	9,963千円				
*2. 無形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。	<table border="0"> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td>39,219千円</td> </tr> </table>	ソフトウェア	39,219千円		
ソフトウェア	39,219千円				
*3. 消費税等の取り扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、流動負債の「未払消費税等」として表示しております。					

（中間損益計算書関係）

当中間会計期間 （自平成25年4月 1日 至平成25年9月30日）					
*1. 減価償却実施額は以下のとおりであります。	<table border="0"> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>2,110千円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>3,247千円</td> </tr> </table>	有形固定資産	2,110千円	無形固定資産	3,247千円
有形固定資産	2,110千円				
無形固定資産	3,247千円				

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間

(自平成25年4月 1日 至平成25年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当中間会計期間 増加株式数 (株)	当中間会計期間 減少株式数 (株)	当中間会計期間末 株式数 (株)
発行済株式 普通株式	15,900	-	-	15,900

(リース取引関係)

当中間会計期間 (自平成25年4月 1日 至平成25年9月30日)
1. ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引 (1) リース資産の内容 有形固定資産 コピー機 (2) リース資産の減価償却方法 中間財務諸表作成の基本となる重要な事項「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

当中間会計期間 (平成25年9月30日)

1. 金融商品の時価等に関する事項

平成25年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	2,174,568	2,174,568	-
(2)未収委託者報酬	331,395	331,395	-
(3)未収運用受託報酬	1,450,679	1,450,679	-
(4)未収収益	72,640	72,640	-
(5)長期差入保証金	145,346	100,328	45,018
(6)投資有価証券 その他の有価証券	31,016	31,016	-
資産計	4,205,647	4,160,628	45,018
(1)未払費用	1,459,422	1,459,422	-
負債計	1,459,422	1,459,422	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金・預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬、(4) 未収収益

短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(5) 長期差入保証金

長期差入保証金については、返還予定時期に基づき、合理的に見積もった将来キャッシュ・フローをその期間に応じた無リスクの利率で割り引いた現在価値によっております。

(6) 投資有価証券

投資有価証券は当社設定の投資信託であります。これらの時価は公表されている基準価額によっております。

負 債

(1) 未払費用

短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(有価証券関係)

当中間会計期間（平成25年9月30日）

その他有価証券で時価のあるもの

（単位：千円）

区 分	種類	取得原価	中間貸借対照表 計上額	差 額
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	投資信託受益証券	27,693	29,081	1,387
	小 計	27,693	29,081	1,387
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	投資信託受益証券	2,000	1,935	64
	小 計	2,000	1,935	64
合 計		29,693	31,016	1,322

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

セグメント情報

当中間会計期間（自平成25年4月1日 至平成25年9月30日）

当社の報告セグメントは、「投資運用業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

当中間会計期間（自平成25年4月1日 至平成25年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	その他営業収益	合計
外部顧客への売上高	1,269,083	2,609,020	104,577	3,982,681

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位：千円）

日本	ヨーロッパ	アメリカ	その他	合計
1,845,841	8,643	2,114,857	13,339	3,982,681

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント名
BNYメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド	2,033,239	投資運用業

（1株当たり情報）

当中間会計期間 （自平成25年4月 1日 至平成25年9月30日）	
1株当たり純資産額	145,884.05円
1株当たり中間純損失金額	11,735.71円
（注）1. 潜在株式調整後1株当たり中間純損失金額については、潜在株式が存在しないため記載して おりません。	
2. 1株当たり中間純損失金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。	
中間純損失（千円）	186,597
普通株式に係る中間純損失（千円）	186,597
普通株式に帰属しない金額（千円）	-
普通株式の期中平均株式数（株）	15,900

（重要な後発事項）

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

原届出書の下記事項のうち以下に記載した箇所を、＜訂正前＞の内容から＜訂正後＞の内容に訂正します。
下線部_____が訂正部分を示します。

<訂正前>

(1) 受託会社

名称 : 三井住友信託銀行株式会社
資本金の額 : 342,037百万円（平成25年3月末現在）
（省略）

<参考：再信託受託者の概要>

名称 : 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
資本金の額 : 51,000百万円（平成25年3月末現在）
（省略）

(2) 販売会社

名称	資本金の額 (平成25年3月末現在)	事業の内容
（省略）		

（省略）

名称 : スタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメント・カンパニー・エル・エル・シー
資本金の額 : 287百万米ドル（平成25年3月末現在）
（省略）

<訂正後>

名称 : 三井住友信託銀行株式会社
資本金の額 : 342,037百万円（平成25年9月末現在）
（省略）

<参考：再信託受託者の概要>

名称 : 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
資本金の額 : 51,000百万円（平成25年9月末現在）
（省略）

(2) 販売会社

名称	資本金の額 (平成25年9月末現在)	事業の内容
（省略）		

（省略）

名称 : スタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメント・カンパニー・エル・エル・シー
資本金の額 : 287百万米ドル（平成25年3月末現在）
（省略）

独立監査人の中間監査報告書

平成26年1月15日

B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田光夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているメロン世界新興国ソブリン・ファンド（年1回決算型）の平成25年5月18日から平成25年11月17日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、メロン世界新興国ソブリン・ファンド（年1回決算型）の平成25年11月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成25年5月18日から平成25年11月17日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（中間）へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成25年12月24日

BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 安藤 通教
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられているBNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第17期事業年度の中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社の平成25年9月30日現在の財務状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）の経営成績の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

